



梶中学校だより

令和4年 4月26日

住所：梶町4-28-5

電話：06-6902-0813

授業参観・PTA総会・学年別保護者集会が実施できました

2年間実施出来ませんでした1学期の授業参観等のみだしのことにつきまして、22日(金)に久しぶりに実施出来、良かったと思っています。また、200名以上の多くの保護者の方々にご来校いただきました(久しぶりということもあり、お二人でご参加されているご家庭も多かったように感じています)。天候に恵まれたこともおおきかったのではないのでしょうか。梶中学校の教室の大きさを考えると一度にお集まりいただく数としては多いようには感じますが、年度当初の新たな学級の雰囲気を感じ取っていただくことと、学級担任の先生の授業を参観していただくことに意義があると感じています。また、これだけの数の保護者の方々にご来校いただけるということは、本校の教育活動に関心を持っていただいている表れだとして身が引き締まる思いでした。

授業参観だけでなく、PTA総会や学年別保護者集会に参加いただいた保護者の方々も例年より多いように感じて、嬉しく思いました。その際には、それぞれの集会に応じて、保護者の方々には、進路の事であったり、宿泊行事の事であったり、今後の行事の方向性の考え方であったりとお話させていただきました。私自身、教諭の頃から保護者の方々には、「学校と保護者の方々で同じ方向を向いて、子どもの教育を進めていかなければならない」というお話をさせていただいております。今後も、保護者の方々には、学校へ来ていただく機会を持てればと考えております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束しているわけではありませんので、学校でも指導しますが、ご家庭でも感染予防に努めていただきますよう重ね重ねお願いいたします。



全国学力・学習状況調査 に参加をしました

先週の19日(火)に3年生が調査に取り組みました。今年度は4年ぶりに理科が実施され3教科となりました。この調査は、国が児童生徒の学習の状況や日頃の生活を把握し、種々の教育課題について分析を行い、今後の学校教育の改善に役立てるために実施をしています。

今後、2学期頃には、結果が返却される予定となっています。



北河内地区PTA協議会「PTA団体総合補償制度」について

平成28年4月1日より「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、

- ・自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に参加しなければならないとされ、**自転車を利用する全ての者に対して、保険の加入が義務化**
- ・子どもに自転車を利用させる場合は、**子どもに対する保険への加入を保護者に対して義務化**

となりました。中学生は教育活動で自転車を利用する場合がありますが、保険に加入していない生徒には自転車を利用させることが出来なくなりました。また、自転車事故では、高額な賠償責任も発生しています。急な制定でもあることから、梶中学校では、教育活動を維持していくために、学校として特約のついた保険に加入してまいりました。そして、条例が制定されてから6年が経過していることから、自転車販売業者や自転車を使用される方々に定着しているものと考え、昨年度限りとしたい旨を保護者の方々にお伝えし、意見を求めましたが、何もご意見がございませでしたので、今年度より保険に加入しないことをご報告いたします。なにとぞご理解いただきますようお願いいたします。